

地方創生に資する計画（地域再生計画、総合特別区域計画、国家戦略特別区域 区域計画） に基づく民間事業を支援するための利子補給金（内閣府地方創生推進事務局）

〔地域再生支援／総合特区支援／国家戦略特区支援利子補給金〕

令和8年度概算決定額 **6.3億円**

事業概要・目的

- 地方創生に資する計画〔※〕に寄与する事業を行う事業者が、金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定（以下「指定金融機関」という。）したうえで、予算の範囲内で、利子補給金（利子補給率：最大0.7%、支給期間：5年間）を支給します。

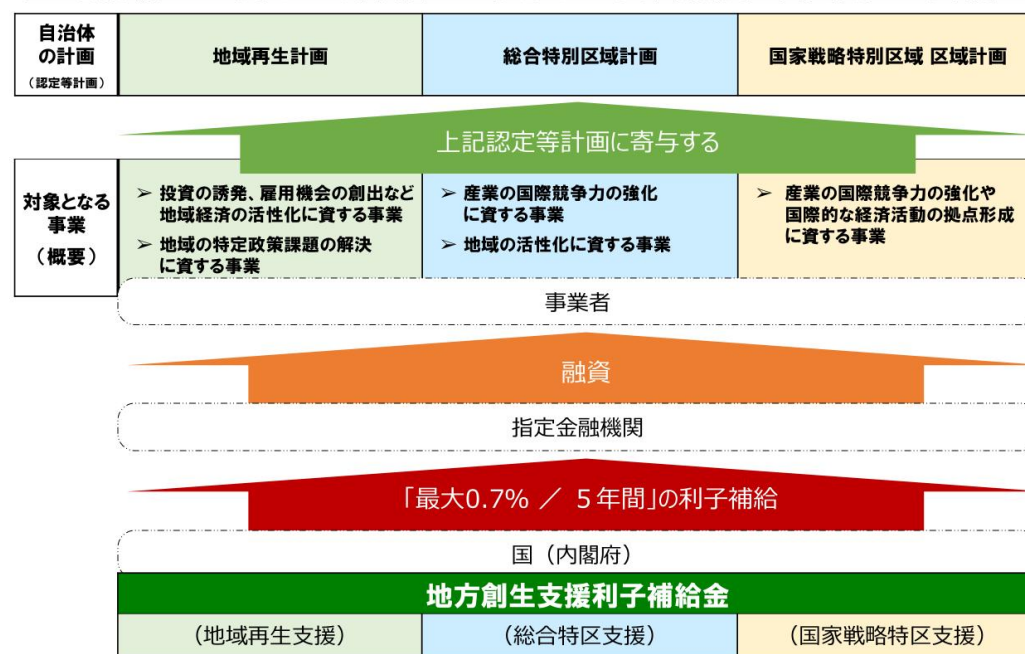
〔※〕 認定された「地域再生計画」「総合特別区域計画」「国家戦略特別区域 区域計画」

- 地方創生に資する利子補給制度〔*〕それぞれの資金ニーズに応じた柔軟な執行を図り、地方創生に資する事業を金融面から支援することにより、投資を誘発し、地域経済の活性化、国際競争力強化、雇用創出などを図るとともに、地方創生への地域金融機関等の主体的な連携・参画推進も後押しするものです。

〔*〕 地域再生支援／総合特区支援／国家戦略特区支援利子補給制度

事業イメージ

「地方創生に資する計画」に寄与する民間投資（事業）を支援！



資金の流れ



期待される効果

- 利子補給金の支給対象となる金融機関から事業者への融資（金融面での支援）を通じ、地域の活性化や、国際競争力の強化などが期待されます。
- また、地方創生への金融機関の主体的な連携・参画や官民金連携の促進への後押しなども期待されます。